

兵庫県公報

令和4年5月27日 金曜日 第314号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	4
○ 令和4年度地籍調査事業の実施（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更（同）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	10
○ 道路の位置変更（中播磨県民センター）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14

告 示

兵庫県告示第658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 高橋 潔弘
- (2) 住所 神戸市北区広陵町3丁目163番地の2

2 契約の期間の始期

令和4年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後支払い

~~~~~

**兵庫県告示第659号**

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

|      |                                                                                                            |           |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 |           |
| 種別   | 名 称                                                                                                        | 制作・配給会社   |
| 映 画  | 手                                                                                                          | 日活        |
| 映 画  | 愛に奉仕せよ<br>(原題) SERVE THE PEOPLE                                                                            | クロックワークス  |
| 映 画  | Zola ゴラ<br>(原題) ZOLA                                                                                       | トランスフォーマー |



**兵庫県告示第660号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

**津名土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 監 事   | 高 田 武   | 淡路市木曾上畑414番地2 |
| 同     | 出 畑 和 夫 | 同 市木曾下313番地   |
| 同     | 出 雲 清   | 同 市中田676番地2   |



**兵庫県告示第661号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

**河東土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 内 海 則 夫 | 宍粟市山崎町須賀沢1316番地 |
| 同     | 鷹 江 正 義 | 同 市山崎町須賀沢115番地6 |
| 同     | 藤 井 善 光 | 同 市山崎町三谷365番地   |
| 同     | 衣 笠 義 信 | 同 市山崎町神谷273番地1  |
| 同     | 山 下 大 介 | 同 市山崎町矢原69番地1   |
| 同     | 中 野 雅 夫 | 同 市山崎町岸田540番地   |
| 同     | 進 藤 勝 雄 | 同 市山崎町野々上771番地  |
| 監 事   | 田 中 直 樹 | 同 市山崎町高所398番地1  |
| 同     | 後 藤 堅 吾 | 同 市山崎町中192番地1   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 鷹 江 正 義 | 宍粟市山崎町須賀沢115番地 6 |
| 同     | 梅 岡 廣 和 | 同 市山崎町中269番地     |
| 同     | 藤 井 善 光 | 同 市山崎町三谷365番地    |
| 同     | 保 川 久   | 同 市山崎町神谷279番地    |
| 同     | 山 下 大 介 | 同 市山崎町矢原69番地 1   |
| 同     | 高 井 巖   | 同 市山崎町岸田65番地     |
| 同     | 秦 正 幸   | 同 市山崎町野々上589番地   |
| 監 事   | 浅 田 修 一 | 同 市山崎町須賀沢1375番地  |
| 同     | 衣 笠 萬 三 | 同 市山崎町高所452番地 1  |
| 同     | 立 花 秀 則 | 同 市山崎町神谷107番地    |



兵庫県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員住所変更の届出があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

五斗長土地改良区

| 役員の区分 | 氏 名     | 旧 住 所      | 新 住 所                  |
|-------|---------|------------|------------------------|
| 理 事   | 片 山 重 文 | 淡路市黒谷988番地 | 神戸市東灘区西岡本三丁目10番23-110号 |



兵庫県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員住所変更の届出があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

生田大坪土地改良区

| 役員の区分 | 氏 名     | 旧 住 所              | 新 住 所          |
|-------|---------|--------------------|----------------|
| 理 事   | 大 霜 幸 平 | 加古川市加古川町美乃利45番地の 6 | 淡路市生田大坪242番地 2 |



兵庫県告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

平岡町土地改良区

| 氏 名     | 住 所                |
|---------|--------------------|
| 岩 坂 嘉 邦 | 加古川市平岡町新在家2354番地   |
| 岩 本 信太郎 | 同 市平岡町土山544番地      |
| 小 南 好 弘 | 同 市平岡町土山940番地の 2   |
| 上 田 雅 敏 | 同 市平岡町高畑41番地       |
| 二 川 義 信 | 同 市平岡町二俣488番地      |
| 南 澤 香 純 | 同 市平岡町二俣766番地 4    |
| 中 田 喜 高 | 同 市平岡町新在家1040番地    |
| 中 田 正 則 | 同 市平岡町新在家319番地     |
| 穴 田 泰 英 | 同 市平岡町新在家1001番地の 1 |

~~~~~

兵庫県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

津名土地改良区

氏名	住所
門 康彦	淡路市志筑1438番地1
谷 岡 清輝	同 市大町上204番地5
清 水 義敬	同 市大町下889番地
安 居 賢一	同 市大町畑1268番地
植 野 富幸	同 市木曾上654番地
高 田 公	同 市木曾下367番地
桶土井 清敏	同 市木曾上1202番地1
西 川 幸彦	同 市木曾上畑819番地
出 口 学	同 市中田391番地
稲 家 茂	同 市中田1734番地
松 田 義秋	同 市中田3885番地
島 田 重政	同 市池ノ内846番地1
平 松 章	同 市王子819番地

~~~~~

**兵庫県告示第666号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和4年度に地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和4年5月16日
  - 2 調査を行う者の名称  
兵庫県
  - 3 調査地域  
尼崎市のうち高田町、養父市のうち大屋町夏梅、建屋、能座、八鹿町三谷、朝来市のうち和田山町竹ノ内、和田山町久留引、和田山町殿、和田山町安井、和田山町加都、和田山町柳原、上八代及び多々良木並びに神崎郡市川町のうち下牛尾
  - 4 調査期間  
令和4年4月から令和5年3月まで
- ~~~~~

**兵庫県告示第667号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請の概要
  - (i) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

- 株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
高砂工業所長 落 合 計 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                                                |                         |         |       |         |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|---------|-------|---------|
| 種 類                                              | 30号ハ 遠心分離機 (No. 1～No. 4)                       | 30号ニ ろ過施設 (No. 1、No. 2) |         |       |         |
| 能 力                                              | 250m <sup>3</sup> /時                           | 500L/m <sup>2</sup> ・時  |         |       |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                                            | 同 左                     |         |       |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後17箇月                                        | 同 左                     |         |       |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                                            | 同 左                     |         |       |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                                         | 同 左                     |         |       |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                                             | 同 左                     |         |       |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                            | 通常                      | 最大      | 通常    | 最大      |
|                                                  | 水 素 イ オン 濃 度<br>(水素指数)                         | 5.5～8.5                 | 5.5～8.5 | 6～8   | 5.5～8.5 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                        | —                       | —       | —     | —       |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                          | 4,262                   | 4,800   | 125   | 135     |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                         | 112                     | 135     | 1     | 1       |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                         | 368                     | 400     | 4     | 5       |
|                                                  | 燐 含 有 量<br>(単位 mg/L)                           | 56                      | 60      | 0.5   | 1       |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 1                       | 1       | 0.1   | 0.1     |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                   | 8                       | 10      | 1     | 1       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 279/基                                          | 279/基                   | 341/基   | 341/基 |         |

備考 他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年5月27日から同年6月17日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



**兵庫県告示第668号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋紡株式会社高砂工場  
高砂市曾根町 2900  
工場長 奥田正浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋紡株式会社高砂工場  
高砂市曾根町 2900
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                               |                         |       |       |       |
|--------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-------|-------|-------|
| 種 類                                              | 46号ニ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 1～No. 2) | 46号ニ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 3) |       |       |       |
| 能 力                                              | 1,550L                        | 1,754L                  |       |       |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                           | 同 左                     |       |       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後2週間                        | 着手後1日                   |       |       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                           | 同 左                     |       |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                        | 0～24時 8時間               |       |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                            | 同 左                     |       |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                           | 通常                      | 最大    | 通常    | 最大    |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)       | 5～6                     | 4～8   | 11～13 | 11～14 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)       | —                       | —     | —     | —     |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)         | 1,000                   | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)        | —                       | —     | —     | —     |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)        | —                       | —     | —     | —     |
|                                                  | リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)         | —                       | —     | —     | —     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L)   | 30,000                        | 30,000                  | —     | —     |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 0.06/基                        | 0.08/基                  | 0.03  | 0.04  |       |

備考 汚水等は外部委託処理又は焼却処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 46号ニ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 4) |       |
| 1,140L                  |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 同 左                     |       |
| 通常                      | 最大    |
| 11~13                   | 11~14 |
| —                       | —     |
| 1,000                   | 1,000 |
| —                       | —     |
| —                       | —     |
| —                       | —     |
| —                       | —     |
| 0.03                    | 0.04  |



2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年5月27日から同年6月17日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



**兵庫県告示第669号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年5月27日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                        |    |                 |              |    |
|---------------|------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|               | 区間                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>甲子園六湛寺線 | 西宮市与古道町21番から<br>同市与古道町20番1まで | 旧  | 2.0から<br>3.0まで  | 96.0         |    |
|               |                              | 新  | 2.0から<br>4.0まで  | 96.0         |    |



**兵庫県告示第670号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年5月27日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                  |    |                  |              |    |
|--------------|----------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>吉永下徳久線 | 佐用郡佐用町久崎字石ケ戸1番22から<br>同郡同町岨田字石井2872番まで | 旧  | 8.0から<br>17.0まで  | 1,173.0      |    |
|              |                                        | 新  | 10.0から<br>36.0まで | 1,167.0      |    |



**兵庫県告示第671号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                        |    |                  |              |     |
|--------------|----------------------------------------------|----|------------------|--------------|-----|
|              | 区間                                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考  |
| 県道<br>加美宍粟線  | 宍粟市一宮町東河内字寺之元1014番1から<br>同 市一宮町能倉字馬場1289番2まで | 旧  | 4.0から<br>9.0まで   | 1,518.0      |     |
|              | 宍粟市一宮町東河内字寺之元1014番1から<br>同 市一宮町能倉字馬場1289番2まで | 新  | 4.0から<br>9.0まで   | 1,518.0      |     |
|              | 宍粟市一宮町東河内字寺之元1002番1から<br>同 市一宮町能倉字馬場1288番1まで |    | 10.0から<br>28.0まで | 1,374.0      | 予定地 |

兵庫県告示第672号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 都市興産株式会社  
 代表者氏名 坂口 洪市  
 事務所所在地 姫路市北今宿二丁目4番41号  
 免許番号 兵庫県知事(9)第450425号  
 免許年月日 平成29年5月10日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第673号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置              | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 第R03中播位置<br>0002号 | 4.5.11           | 相生市陸本町1297番1の一部 | 6.00         | 32.54        |

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) スーパーマルハチ下坂部店  
 所在地 尼崎市下坂部二丁目202番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社マルハチエステート  
 住所 神戸市中央区大日通一丁目2番18号  
 代表者の氏名 栗花正雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社マルハチ 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和5年1月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,773平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
50台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
177台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
70平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
23.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時45分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 令和4年5月11日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年5月27日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和4年9月27日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、

次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール姫路リバーシティー  
所在地 姫路市飾磨区細江2560 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|              |                   |        |
|--------------|-------------------|--------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
| シキボウ株式会社     | 大阪市中央区備後町三丁目2番6号  | 尻家正博   |
| 株式会社関西ケーズデンキ | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 | 杉本正彦   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|          |                  |        |
|----------|------------------|--------|
| 名称       | 住所               | 代表者の氏名 |
| シキボウ株式会社 | 大阪市中央区備後町三丁目2番6号 | 尻家正博   |

イ 変更後

|              |                   |        |
|--------------|-------------------|--------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
| シキボウ株式会社     | 大阪市中央区備後町三丁目2番6号  | 尻家正博   |
| 株式会社関西ケーズデンキ | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 | 杉本正彦   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 氏名又は名称      | 住所               | 代表者の氏名 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  | 井出武美   |
| 株式会社ジーフット   | 東京都中央区新川一丁目23番5号 | 木下尚久   |
| 有限会社フジヤ     | 姫路市飾磨区栄町47番地     | 陰山隆子   |
| 外71者        |                  |        |

イ 変更後

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 氏名又は名称      | 住所                | 代表者の氏名 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   | 井出武美   |
| 楽天モバイル株式会社  | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 | 山田善久   |
| 有限会社フジヤ     | 姫路市飾磨区栄町47番地      | 松井佳子   |
| 外66者        |                   |        |

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

32,478平方メートル

イ 変更後

37,311平方メートル

(4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

|      |      |
|------|------|
| 駐輪場1 | 460台 |
| 駐輪場2 | 190台 |
| 合計   | 650台 |

イ 変更後

|       |      |
|-------|------|
| 駐輪場 1 | 460台 |
| 駐輪場 2 | 190台 |
| 駐輪場 3 | 20台  |
| 駐輪場 4 | 22台  |
| 合計    | 692台 |

(5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

|          |           |
|----------|-----------|
| 荷さばき施設 1 | 417平方メートル |
| 荷さばき施設 2 | 243平方メートル |
| 合計       | 660平方メートル |

イ 変更後

|          |           |
|----------|-----------|
| 荷さばき施設 1 | 417平方メートル |
| 荷さばき施設 2 | 243平方メートル |
| 荷さばき施設 3 | 42平方メートル  |
| 合計       | 702平方メートル |

(6) 廃棄物保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

|           |           |
|-----------|-----------|
| 廃棄物保管施設 1 | 109立方メートル |
| 廃棄物保管施設 2 | 71立方メートル  |
| 合計        | 180立方メートル |

イ 変更後

|           |           |
|-----------|-----------|
| 廃棄物保管施設 1 | 109立方メートル |
| 廃棄物保管施設 2 | 71立方メートル  |
| 廃棄物保管施設 3 | 50立方メートル  |
| 廃棄物保管施設 4 | 3立方メートル   |
| 廃棄物保管施設 5 | 1立方メートル   |
| 廃棄物保管施設 6 | 32立方メートル  |
| 合計        | 266立方メートル |

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

|     |     |
|-----|-----|
| 出入口 | 1箇所 |
| 入口  | 5箇所 |
| 出口  | 3箇所 |
| 合計  | 9箇所 |

イ 変更後

|    |      |
|----|------|
| 入口 | 7箇所  |
| 出口 | 4箇所  |
| 合計 | 11箇所 |

4 変更年月日

令和5年1月12日 ほか

5 届出年月日

令和4年5月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年5月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年9月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

2 老人ホームの表三田市の項中

「

|  |                 |                |
|--|-----------------|----------------|
|  | 特別養護老人ホーム オーキッド | 同 市駅前町3-15-101 |
|--|-----------------|----------------|

」

を

「

|  |                   |                |
|--|-------------------|----------------|
|  | 特別養護老人ホーム オーキッド   | 同 市駅前町3-15-101 |
|  | 特別養護老人ホーム サンサリテ三田 | 同 市中町16-3      |

」

に改める。